

申請者登録・更新（サイン登録）

岸和田商工会議所では、貿易関係業者の貿易取引の便益に供するため、原産地証明、インボイス証明、サイン証明の発給業務を行っております。証明を申請される場合、当所の会員・非会員（一般）にかかわらず、必ず事前に申請者登録（サイン登録）を行っていただく必要がありますので、下記の内容に沿ってお手続きを進めてください。

本登録は、証明を受けようとする商工会議所ごとに必要となりますので、ご注意ください。

1. 登録に必要な書類

郵送による登録書類の受付は原則行っていないので、必ずご持参下さい。

法人	・ 誓約書、・ 登録台帳、・ 履歴事項全部証明書（原本）、・ 印鑑証明書（原本）
個人	・ 誓約書、・ 登録台帳、・ 住民票（原本）、・ 印鑑証明書（原本）

※ 誓約書、登録台帳に関しましてはホームページにてダウンロード、また商工会議所にて配布しております。またホームページ上に誓約書、登録台帳の各記入例を掲載しておりますので別途ご参照の上、ご記入ください。

※ 履歴事項全部証明書、印鑑証明書、住民票はいずれも 3 か月以内に発行された原本のご提出をお願いいたします。

※ 法人の登録は本社での登録が原則となりますが、特別な事情による支店単位での登録で、かつ当該支店が登記されていない場合は、その営業拠点の所在が判る会社案内やパンフレット等を別途ご提出ください。

その他の提出書類については、次の表をご参照ください。

代表者や署名者が 外国籍の場合	「在留カード/特別永住者証明書（両面のコピー） ※在留資格や在留期限によって、ご登録頂けない場合があります。 ※永住者、特別永住者の方も、更新のたびにご提出下さい。 ※住民票の写しや、在留資格・在留期間が記載された住民票記載事項証明書も可。（発行 3 か月以内のもの）。
中古品をお取り扱いに なっている場合	各都道府県公安委員会発行の古物商許可証（表紙を含む全 頁のコピー） ※既に「古物商許可証コピー」をご提出頂いている場合、再提出不要です。
個人で新規に登録 される場合	・ 税務署に提出された開業届のコピー ・ 直近の納税証明書（事業税）のコピー

2. 原産地証明書用紙の購入

原産地証明専用の用紙を申請者登録でご来所の際、ご購入していただきますので下記料金のご用意も併せてお願いいたします。

値段（税込）：1,100 円(1 冊 100 枚綴り) ※会員、非会員ともに

3. 更新手続きについて（2 年間有効）

登録有効期間内（登録日から 2 年以内）に更新手続きが取られない場合や岸和田商工会議所の会員を退会した場合、登録は自動的に失効し貿易関係証明書の申請ができなくなります。

更新手続きを取ると、旧登録情報は抹消されます。同じ情報を継続して使用する場合でも、更新時には改めて書類を提出して下さい。

登録を行った日から起算して 2 年間有効となります。

（例）新規登録日：2026 年 4 月 1 日

有効期間	2026 年 4 月 1 日～2028 年 3 月 31 日
更新有効期間	2028 年 2 月 1 日～2028 年 3 月 31 日
失効日	2028 年 4 月 1 日

※更新有効期間については、失効日の 2 か月前から受け付けております。